

酒田市

RPA等導入支援業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

RPA等導入支援業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

酒田市役所本庁舎及び各総合支所

4 委託業務の目的

酒田市（以下、「委託者」という。）では、行政課題の多様化・複雑化に伴い業務量が増加していることから、単純・定型的業務の自動化により、人的資源を高付加価値業務に集中させて生産性の向上を図り、市民サービスの向上及び職員の働き方改革を推進することとしている。

本業務は、Robotic Process Automation（以下、RPA^{*1}という）及びAI-OCR^{*2}の適用に対する専門的な知見や経験に基づく具体的助言、技術的支援を得ながら効果の測定、課題の抽出等の検証を行うもの。

^{*1}R P A：パソコンを使った業務をソフトウェア型のロボットを使って自動化する仕組み

^{*2}AI-OCR：従来のOCR（Optical Character Recognition：文字認識）技術とAI（Artificial Intelligence：人工知能）を組み合わせ、学習した内容に基づいてルールを見出して読み取る技術のことで、紙や画像中に記載された手書きの漢字や数字などを、高い精度でテキストデータに変換するツール

5 作業環境等

（1）RPA及びAI-OCRは、委託者が準備した以下ものを使用すること。ライセンスの数量は、以下のとおりとする。

【RPA】

- 「スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu Professional」
 - 「スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu Standard」
- 各1ライセンス

【AI-OCR】

- 「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」
- 各1ライセンス

なお、「スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu」に付随するAI-OCR機能の使用は想定していない。

（2）受託者は、原則として「3 履行場所」で委託業務を実施するものとするが、作業の便宜等を考慮し、これとは別の場所を指示する場合がある。また、受託者が、当履行場所以外で委託業務を行うことを希望する場合は、委託者と協議し許諾を得るものとする。

（3）受託者は、委託業務を実施する具体的な日時については、委託者の指示に従うものとする。なお、委託者が準備するRPA等の開発環境は、同時に稼働できる数に制限がある。動作の

検証に当たっては、委託者と協議するものとする。また、テスト環境での試行やバックアップをとる等、RPA ツールの使用により委託者の通常の業務に異常をきたすことがないように十分に配慮すること。万が一、動作異常が発生した場合は、委託者と対応について協議すること。

(4) 表計算ソフトは、Excel (Microsoft Corporation) である。

6 委託業務の内容

受託者の行う業務は、次のとおりとする。

(1) 委託業務全体の管理

1. 本委託業務のスケジュール管理、人員管理、課題管理等を実施すること。
2. 本委託業務開始時に上記の方針について、事業計画書にまとめ提出すること。

(2) 定例会の実施

月に1回程度、必要に応じて、委託者と受託者で定例会を実施し進捗報告及び課題の検討を行うこと。

(3) 導入業務

導入業務については以下のものとする。

① 要配慮者避難確保計画策定データ取り込み業務の改良

令和7年度に作成した要配慮者避難確保計画策定に関する「見守り及び避難支援にかかる届出書」の電子データ化および所定システムへの入力業務のシナリオについて、電子データ化する項目及びシステム入力範囲を拡大するもの。

導入にあたっては1業務につき1~2回程度ヒアリング等を実施するものとする。委託者は、受託者の求めに応じ、ヒアリング等の対象者など必要な情報の提供等を行う。また、ヒアリングの結果、①または②の業務で導入対応できない場合は、発注者と協議の上、異なる業務に変更できるものとする。

(4) シナリオの作成

委託者は、「(3) 適用業務の選定」の業務のシナリオを作成すること。

シナリオ作成にあたっては、下記に留意の上、当該業務担当者との協議のうえ作成すること。なお、本業務で作成したシナリオは原則として本業務終了後も継続して使用することを考慮し、以下の留意事項に沿って作成すること。

処理結果（エラー終了含む）について、RPA ソフトの標準のログメッセージではなく、利用者がわかりやすいようなメッセージに変換すること（処理が正常更新された旨の情報も出力すること）。

- ① シナリオの実行については、環境が変わってもシナリオそのものを修正しなくてもいいように、定義ファイルを作成し外部指定を可能とすること。
- ② シナリオ実行途中になんらかの影響で停止した場合を考慮し、途中からの処理を可能にすること。

(5) 業務自動化の実証

受託者は、前項で作成したシナリオを用いて動作試験を行うこと。また、動作試験を行った結果、何らかの理由で期待した動作をしなかった場合は、その原因を特定し、必要なシナリオ

の修正を行うこと。

(6) 適用前の現状分析

受託者は、シナリオの作成する業務について、ヒアリング等により把握した業務の現状を分析し、シナリオを作成するための業務フロー、プロセスを整理したものを委託者に提示すること。業務フロー、プロセスの整理については国際標準規格（ISO 19510）であるビジネスプロセスモデリング表記法（以下、「BPMN」という）を用いて作成すること。なお、作成に際し、委託者は受託者の求めに応じ各業務に係る手順書や業務マニュアル等を可能な場合は提供するものとする。

(7) 導入後の効果検証

受託者は、導入前と導入後を比較した業務の削減時間等の効果を測定すること。また他の効果測定方法についても検討すること。

効果について、実務担当者ヒアリングで確認した導入前作業時間やRPA等導入費用等を比べ費用対効果などを含め、総合的に測定すること。

(8) 業務フロー、プロセスの見直し支援

受託者は、必要であると判断する場合は、業務のフロー及びプロセスの見直し（以下、「BPR」という）の提案を行うこと。

(9) 既存シナリオ等の保守

受託者は既存のシナリオ及び AI-OCR の帳票定義の内容を理解し、これらが動作するよう保守し、また、委託者の求めに応じ軽微な改良を行うこと。なお、改良案などがあれば積極的な提案を行うこと。

既存のシナリオ及び帳票定義の概要は以下のとおり。

- ① 軽自動車税申告書入力業務シナリオ
軽自動車税（種類別）納税義務消滅申告書（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトへ取り込む。その後、税務システムに入力する。
- ② 農地台帳入力業務シナリオ
農地台帳システムからデータを抽出し（csv）、そのデータを別システム（WEBフォーム）に入力する。
- ③ 事業月報の作成業務シナリオ
所定の帳票（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトに転記する。
- ④ 筋力トレーニング室利用者情報入力業務シナリオ
筋力トレーニング室利用者受付表（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトに転記する。
- ⑤ 会計年度任用職員履歴書及び登録シート帳票定義
履歴書（紙）及び登録シート（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトに転記する。
- ⑥ デマンドタクシー実績報告確認業務
報告書（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトへ転記する。その後、転記されたデータを表計算ソフト内の他のデータと突合する。
- ⑦ 財務会計による伝票処理業務
請求書（紙）を AI-OCR で読み取り、表計算ソフトへ転記する。その後、転記さ

れたデータを財務会計システムに転記する。

⑧ 除雪援助事業活動報告書入力

報告書（紙）をAI-OCRで読み取り、表計算ソフトへ転記する。その後、転記されたデータを表計算ソフト内の他のデータと突合する、また、表計算ソフト内の他のデータから必要部分を引用する。

⑨ ほっとふくし券受付業務支給業務

申請書（紙）をOCRで読み取り、表計算ソフトへ転記する。その後、介護保険システムから被保険者情報を抽出し、転記されたデータと表計算ソフト内の他のデータと突合する、また、表計算ソフト内の他のデータから必要部分を引用する。

⑩ 特別徴収に係る給与所得者異動届処理業務

表計算ソフトから異動データを読み取り、税務システムに入力する。

⑪ 所得証明発行抑止処理業務

表計算ソフトから異動データを読み取り、税務システムに入力する。

⑫ 転入転出アンケート入力業務得証明発行抑止処理業務

転入及び転出者に対して実施する紙アンケートの電子データ化し、そのデータをExcelに入力しデータを加工できるようにする。

⑬ 児童センター利用者受付簿入力業務

児童センター利用者（親子利用者）の手書き受付簿を電子データ化し、そのデータをExcelに入力、データを加工できるようにする。

⑭ 要配慮者避難確保計画策定データ取り込み業務

要配慮者避難確保計画策定に関する「見守り及び避難支援にかかる届出書」を電子データ化し、所定のシステムに入力する。

⑮ 児童センター利用者受付簿入力業務

児童センター利用者（子どものみ利用者）の手書き受付簿を電子データ化し、そのデータをExcelに入力、データを加工できるようにする。

(10) 環境の管理

① 「5 RPA ツール等の使用環境等」で示した、ライセンスに係るバージョンアップ及びクライアントソフトのインストールほか、必要な環境設定を行うこと。

② AI-OCR ツールは、委託者の指示に従いユーザー設定を行うこと。

(11) 操作説明、RPA 移行に関する相談

「(9) 既存シナリオ等の保守」のシナリオ及び帳票定義について、操作者に操作指導を行うこと。適宜、RPA 導入や操作方法に関する問い合わせに応じること。

(12) 委託者が作成したシナリオへの助言

委託者が作成したシナリオについて、受託者は委託者の求めに応じて助言等を行うものとする。

(13) 削減効果報告書

受託者は、業務期間満了までに RPA ツール等を導入した前後を比較した業務の削減時間等の効果について削減効果報告書を提出すること。

(14) 資料及び記録等の作成

受託者は、上記(1)～(14)で実施した内容がわかる資料及び記録等を適宜作成し、検査時に提示できるようにしておくこと。

7 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部または一部を再委託する場合は、委託者の定める様式により委託者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

8 契約不適合責任

(1) 委託者が当該目的物の引渡しを受けた後において、目的物に本契約内容に適合しないものがあることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその本契約内容に適合しないものの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとし、受託者が負うべき責任は、検査に合格したことをもって免れるものではない。

(2) 本契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求は、目的物の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、目的物の本契約内容に適合しないものが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。

(3) 委託者が成果物の引渡しの際に本契約内容に適合しないものがあることを知ったときは、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該本契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求をすることができないものとする。ただし、受託者が本契約内容に適合しないものがあることを知っていたときは、この限りではない。

9 検査及び委託料

(1) 委託料は、業務完了後支払うものとする。

(2) 本業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書に成果物を付して提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

(3) 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

(4) 委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

(5) 上記委託料の消費税及び地方消費税はこの契約の成立日の税率により計算したもので、税率の変更により変動が生じたときは、変更契約書を取り交わすものとする。

10 成果物

受託者は、次のとおり業務に関する成果物を委託者に提出するものとする。

(1) 成果物の構成

①適用業務における業務フロー（見直し前後のもの）

②適用業務における作成シナリオ

③削減効果報告書

④その他本業務で使用した資料

(2) 納入場所

山形県酒田市企画部デジタル戦略課情報システム係（酒田市役所7階）

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号

1.1 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務において作成したRPAシナリオ及び各種成果物等の著作権は、委託者に移転するものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

1.2 その他

(1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連する法令並びに酒田市情報セキュリティポリシーに則り適切に管理すること。

(2) 本業務に必要となる開発ツール、媒体、交通費等については、受託者の負担とする。

(3) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、委託者と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。

(4) 委託者からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。

(5) 本業務により提出される成果物については、委託者の取組の一環として公表する可能性がある。ただし、公表の内容等については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に係る疑義については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。